

社会保険労務士

# 社労士事務所 Ripples 便り



連絡先：〒416-0948

静岡県富士市森島 260-19

電話：0545-67-6112 F A X：0545-67-6113

e-mail: sazanami330@gmail.com

ホームページ: <https://www.sr-ripples.com/>

## 「令和3年度地方労働行政運営方針」にみる労務管理のポイント

### ◆気になるポイントとは？

今後の労働基準監督署等による監督・指導方針の傾向がわかる「令和3年度地方労働行政運営方針」が策定されました。気になるポイントを見ていきましょう。

### ◆雇用の維持・継続に向けた支援

新型コロナへの緊急的な対応期を経て、ポストコロナへ政策の重心が移っていくようです。

産業雇用安定助成金やトライアル雇用助成金などを活用した、在籍型出向の活用や再就職支援を支援する、とあります。出向契約や出向に関する意向の確認などが重要となるでしょう。

### ◆女性活躍・男性の育児休業取得等の推進

女性活躍推進法の行動計画策定義務対象企業が、この4月より101人以上に拡大されています。また、新設が

予定される、いわゆる男性版産休制度（子の出生後8週間に4週間の休みを取得可能とすること等が柱）も、制度の施行は2022年秋頃が予定されているようですが、どのような内容になるのか確認しておく必要があるでしょう。

### ◆テレワーク、労災

今や、やっている・知っていて当然となったテレワークに関しても、取組みを強化するようです。人材確保等支援助成金による支援があります。テレワークに関しては技術的な面からも、労働時間の管理、健康管理などの労務管理の面からも、これから人事労務担当者の必須の知識となるでしょう。

また、新型コロナ感染症による労災にも注意しておきましょう。医療関係の職種だけではなく、ビルメンテナンス業の清掃員や建設業の施工管理者・営業職従事者・建設作業員、港湾荷役作業員、販売店員でもコロナによる労災が認められた事例があ

ります。

監督・指導は長時間労働の是正に関する監督指導が中心にはありますが、今年度の運営方針では、職場のハラスメントや勤務間インターバル、同一労働同一賃金などについても触れられていますので、昨今の傾向を反映した調査・指導にも注意が必要です。

## ～当事務所より一言～

新年度がスタートし1か月が経ちました。

私は、年度初めに社労士会富士支部の通常総会にて司会の役を賜り、少々とりながらも無事こなしてまいりました。他にも長女の所属する吹奏楽部の保護者会会長を拝命したり、仕事でも新たな分野の勉強の強化をはじめたところですが。コロナとオリンピックの行く末も気になる今年度ですが新しいことにも挑戦してまいりましょう。